

北村字中通り	北村字三反田一三一の一 北村字茶田一九九の二、二〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
北村字花色	北村字中通りのうち六七の一の一部、六七の四、六九の一の一部、六九の二、七〇の一の一部、七〇の二、七一の一、七二の二、七二の一、七三の二、七三の一の一部、七三の二の一部、七三の三、七四の二の一部、七四の三の一部、七五の二の一部、七五の三、七六の一の一部、七六の二、七七の一の一部、七七の二、七八の一の一部、七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北村字花色八一の一の一部 北村字場作り二二の一の一部 北村字三反田ノ巻 一二六の一の一部、一二八の二の一部、一二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
北村字場作り	北村字中通り七六の一の一部、七七の一の一部、七八の一部、七九の一部及びこれらと一体をなす国有地 北村字花色のうち八一の一の一部以外の区域 北村字場作り一一六の一、一一七の一の一部、一一八の一の一部、一二〇の一の一部、一二〇の二の一部、一二〇の三、一二〇の四の一部、一二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
北村字三反田	北村字場作りのうち一一六の一、一一七の一、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九の一から一九の六まで、一二〇の一から一二〇の六まで、一二一の一、一二一の二、一二二の一から一二二の五まで、一二三の一、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北村字三反田ノ巻 一二九の二、一二九の三 北村字三反田のうち一三一の一以外の区域
北村字茶田	北村字茶田のうち一九九の二、二〇一の一、二〇二の三、二〇三、二〇四の一、二〇五の一、二〇七の一、二〇九の四、二一一の二、二一三、二一三の一、二一四、二一四の一、二一五の五、二一五の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北村字上河原ノ式 二二七の三の一部、二二七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 北村字霧ヶ谷四四八の二の一部
北村字上河原ノ式	北村字上河原ノ式のうち二二七の三の一部、二二七の四の一部、二三五の一部、二三六の一部、二三七の一の一部、二三七の二の一部、二三八の一の一部、二三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 北村字霧ヶ谷四四八の二の一部、四四九の二、四五〇の二、四五〇の三 西今在家字岩木下分一と一体をなす国有地の一部
北村字上河原ノ巻	北村字上河原ノ巻のうち二三九の一の一部、二三九の三の一部、二四三の一部、二四四の一部、二四六の一の一部、二四六の二、二五一の二の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五二の三から二五二の五まで、二五三の五、二五三の六、二五三の九、二五四の三、二五五の一から二五五の五まで、二五五の一三、二五八の一から二五八の三まで、二五九、二六〇、二六一の一から二六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 北村字上土居三一八の一部、三二〇から三二三までの一部、三二四の一の一部、三二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
北村字下河原	北村字茶田二二二の二の一部、二二三の一部、二二三の一の一部、二二四、二二四の一、二二五の五、二二五の九及び

<p>北村字上三反田</p>	<p>北村字上河原ノ巻 二四六の一の一部、二四六の二の一部、二五一の二の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五二の三から二五二の五まで、二五三の五、二五三の六、二五三の九、二五四の三、二五五の一から二五五の五まで、二五五の一三、二五八の一の一部、二五八の二、二五八の三、二五九、二六〇、二六一の一の一部、二六一の二、二六一の三、二六一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字下河原のうち二六二の一、二六二の二、二六三の一から二六三の三まで、二六四の一から二六四の四まで、二六五の一部、二六六の一部、二七〇から二七二までの一部、二七三の一の一部、二七三の二、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>北村字上三反田二七六、二七七、二七八の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>北村字上三反田</p>	<p>北村字中通り七四の二の一部、七四の三の一部、七五の二の一部、七五の三、七六の一の一部、七六の二、七七の一の一部、七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字場作り一九の二の一部、一九の三、一九の四、二〇の一の一部、二〇の四の一部、二〇の五、二〇の六、二二の一の一部、二二の二、二二の三の一部、二二の四、二二の五の一部、二二の六、二二の七の一部、二二の八の一部、二二の九の一部、二二三の一、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字三反田ノ巻 一二四の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、一二六の一部、一二七の一の一部、一二七の二、一二七の三の一部、一二八の四の一部、一二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字茶田二〇の一の一部、二〇の三、二〇の四、二〇の五、二〇の六、二〇の七、二〇の八、二〇の九、二〇の四、二二の二の一部、二二三の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>北村字前田下分</p>	<p>北村字下河原二七三の一の一部、二七三の二の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字上三反田のうち二七六、二七七、二七八の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>北村字前田下分二八八の一部、二八八の三の一部</p>
<p>北村字前田上分</p>	<p>北村字場作り一七七の一の一部、一七七の二、一七八の一の一部、一七八の二、一八九の一、一八九の二の一部、一九の五、一九の六、二二〇の一の一部、二二〇の二の一部、二二〇の四の一部、二二一の一の一部、二二二の一の一部、二二二の三の一部、二二二の四、二二二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字下河原二七三の一の一部、二七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字前田下分のうち二八八の一部、二八八の三の一部、三〇〇の一の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部以外の区域</p> <p>北村字前田上分三〇三の一の一部、三〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>北村字前田上分</p>	<p>北村字上河原ノ巻 二四六の一の一部、二四六の二の一部、二五二の二の一部、二五八の一の一部、二六一の一の一部、二六一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字下河原二六二の一、二六二の二、二六三の一から二六三の三まで、二六四の一から二六四の四まで、二六五の一部、二六六の一部、二七〇から二七二までの一部、二七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>北村字前田下分三〇〇の一の一部、三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部</p> <p>北村字前田上分のうち三〇三の一の一部、三〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>北村字上土居三一八の一部、三一八の二、三二〇の一部</p>

<p>北村字上土居</p>	<p>北村字上土居のうち三二八の一部、三一八の二、三二〇の一部、三二一の一部、三二二、三二三の一部、三二四の二、三二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>北村字霧ヶ谷</p>	<p>北村字霧ヶ谷のうち四四八の二、四四九の二、四五〇の二、四五〇の三以外の区域</p>
<p>西今在家字岩木 下分</p>	<p>西今在家字岩木下分のうち一の一部、一の一部、六の二の一部、六の六から六の八までの一部、七の一部、三七六の四九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 西今在家字菅町八の二の一部、八の三、九の二の一部、九の四の一部、一〇の一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 北村字上河原ノ式 二二六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>西今在家字菅町</p>	<p>西今在家字岩木下分一の一部、一の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 西今在家字菅町のうち八の二の一部、八の三、九の二の一部、九の三、九の四、一〇、一一の一部、一七の一部、一七の二、一八の一部、一九の一部、一九の三の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 西今在家字岩木上分二の五と一体をなす国有地の一部 北村字上河原ノ式 二二五の一部、二二六の一部、二二七の二の一部、二二七の二の一部、二二八の二の一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>西今在家字岩木 上分</p>	<p>西今在家字岩木下分六の二の一部、六の六から六の八までの一部、三七六の四九及びこれらと一体をなす国有地 西今在家字菅町九の二の一部、九の三、九の四の一部、一</p>
<p>西今在家字向河 原</p>	<p>〇の一部、一七の一部、一七の二、一八の一部、一九の一部、一九の三の一部、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地 西今在家字岩木上分のうち二の三の一部、二の四の一部、二の七の一部、二の八の一部、二の九の一部、二の二の三の一部、二の二の四の一部、二の二の五の一部、二の二の六の一部、二の二の七の一部、二の二の八の一部、二の二の九の一部、二の二の十の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二の二の五と一体をなす国有地以外の区域 西今在家字向河原三三の二の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字下河原六の二の一部、六の三、六の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>西今在家字下河 原</p>	<p>西今在家字岩木上分二の三の一部、二の四の一部、二の七の一部、二の八の一部、二の九の一部、二の二の三の一部、二の二の四の一部、二の二の五の一部、二の二の六の一部、二の二の七の一部、二の二の八の一部、二の二の九の一部、二の二の十の一部及びこれらと一体をなす国有地 西今在家字向河原のうち三三の二の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>西今在家字上河 原</p>	<p>西今在家字下河原の全域 北村字上河原ノ宅 二二九の二の一部、二二九の三の一部、二四三の一部、二四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 北村字上土居三二二の一部、三二三の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>西今在家字上河原のうち一六七の三の一部、一六七の六及び一六四の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	

	<p>西今在家字天神一六八の一部、一七〇の二の一部</p>	<p>西今在家字天神 西今在家字上河原一六七の三の一部、一六七の六及び一六四の八と一体をなす国有地の一部 西今在家字天神のうち一六八の一部、一七〇の二の一部、一七九の一部、一八一の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 西今在家字沖田のうち一八四の三の一部、一八四の四の一部、一八六の二の一部、一八七の二の一部、一八七の三、一八七の五、一八八の四から一八八の四まで、一八八次一、一八九、一九〇、一九〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>西今在家字天神一七九の一部、一八一の二の一部、一八二の一部</p>	<p>西今在家字伊佐崎 西今在家字伊佐崎のうち一九一、一九二、一九三の一部、一九四、一九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 篠坂字與太郎一〇五の二の一部</p>	<p>篠坂字大谷のうち一、二、三、四、五の一、五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>篠坂字下河原</p>	<p>篠坂字大谷五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 篠坂字下河原のうち六の二の一部、六の三、六の四、一三、一四の二の一部、一四の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四の六、一四の八と一体をなす国有地の一部以外の区域 篠坂字三谷坂一八、一九の二の一部、一九の二の一部、一九の三、一九の四、二四の二の一部、二四の三、二八の二の一部、二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字畑ケ田三一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
--	-------------------------------	---	--------------------------------------	--	---	---------------	--

<p>篠坂字三谷坂</p>	<p>並びに三〇の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>篠坂字畑ケ田</p>	<p>篠坂字下河原一三の一部、一四の二の一部、一四の八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 篠坂字畑ケ田のうち三〇の二の一部、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇の二、三〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 篠坂字門田五〇の二の一部、五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の二と一体をなす国有地の一部 篠坂字家ノ前東六一の九</p>	<p>篠坂字門田</p>	<p>篠坂字三谷坂二七の二の一部、二九の二の一部、二九の二の一部、一四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 篠坂字畑ケ田三〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 篠坂字門田のうち三九の一部、五〇の二の一部、五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>篠坂字家ノ前東</p>	<p>篠坂字家ノ前東のうち六一の九以外の区域</p>
---------------	----------------------------	---------------	---	--------------	---	----------------	----------------------------

篠坂字與太郎
篠坂字與太郎のうち一〇五の一の一部以外の区域
西今在家字天神一八二の一部及びこれと一体をなす国有地
西今在家字沖田一八四の三の一部、一八四の四の一部、一八六の二の一部、一八七の二の一部、一八七の三、一八七の五、一八八の一から一八八の四まで、一八八次一、一八九、一九〇、一九〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
西今在家字伊佐崎一九一、一九二、一九三の一部、一九四、一九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

廢止する字の名稱
北村字三反田ノ巷、西今在家字沖田

鳥取県告示第百七十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 田 次

指定番号	種別	図 書		発行記号等	類 別
		題名及び号数	表示された発行所名		
5010	雑誌その他 の刊行物	桃尻喘息は最高		NO.87	北陽出版

5011	〃	連射攻撃		NO.89	北陽出版
5012	〃	暴かれた淫聲		ISBN-06-2532-1-BCF08	フスコット出版
5013	〃	歓喜の晴えぎ		NO-A NG04	フスコット出版
5014	〃	ピソククの秘所		ISBN-06-2532-1-BCF07	フスコット出版
5015	〃	我慢できないの		FA-6	エフ出版
5016	〃	熱烈120% NOVEMBER	1993	雑誌コー F154 82-11	少年出版社
5017	〃	Bepin 11月号	No.112	雑誌 1-11	英知出版
5018	〃	GOKUH 11 第28号		雑誌 1387 8-11	英知出版
5019	〃	ピオオボーイ	No.115	雑誌 0767 9-11	英知出版
5020	〃	BACHELOR	11月号	雑誌 0753 7-11	株式会社ダイアブ レス
5021	〃	オレソソ通信	1993-12	雑誌 F021 89-12	株式会社東京三世
5022	〃	熱写ボーイ	No.39 1993 12月号	雑誌コー F070 55-12	株式会社 東京三世社
5023	〃	カメラ天国	1993 12月号 Vol.54	雑誌 1372 4-12	関日本出版社
5024	〃	バナナ通信	12	雑誌 1759 1-12	株式会社ラン出版
5025	〃	SPARK	12月号	雑誌コー F038 65-12	白夜書房
5026	〃	オレソソ写真(ねっとり美女濡れ)	3月号	なし	三共図書出版社

5027	"	いけない美少女日作戦	ISBN 4-8296- 7187-4	フランス書院
5028	"	まんがDAISUKI '94 2	雑誌コー P183 47-02	光彩書房
5029	"	COMICマナーキ 1994 3	雑誌コー P138 67-03	光彩書房
5030	"	COMICmare 3 Vol.15	雑誌 P137 7-9	駿一社
5031	録画テープ	恋の奴隷	なし	オーシャンビデオ 株式会社

鳥取県告示第百七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	平成六年二月二十八日
有限会社素間元 気堂薬局	米子市東福原五五六一一	"
医療法人社団荒 木医院	境港市明治町一八九一一	"

レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	"
桔梗堂薬局	米子市東福原三丁目八一	"
医療法人社団小 谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四 三一	"
谷口医院	鳥取市南町四二五	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三 五一	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	"
せのお小児科内 科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八 四一〇	"

鳥取県告示第百七十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
元氣堂薬局	米子市東福原五五六―一一	平成六年二月二十七日
サンファーマシ	米子市東福原四九一―一五	"
小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三―一	"
谷口医院	鳥取市南町四二五	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四―三	"

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

ブルセラ病検査、結核病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査

査、ひな白痢検査、腐蛆病検査及びマイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、ひな白痢、腐蛆病及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの（鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

(二) 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、

赤碓町、名和町、中山町、日南町、日野町又は江府町の区域において飼育しているものに限る。）

(三) 家畜伝染病予防法第五条第一項本文の証明書を要する牛

(四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で平成六年四月一日以降に放牧しようとするもの

2 結核病検査

(一) 1に掲げる牛

(二) 平成六年四月一日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

3 馬伝染性貧血検査

馬

4 ニューカッスル病検査

鶏

5 ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

6 腐蛆病検査

みつばち

7 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

四 実施の期日

平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリル検査皮内反応

3 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

4 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

5 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

6 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第七十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
------	-------	---------	----------------

木 八 第63号	平成5年12月27日	八頭郡八東町大字 才代88-5	中田 智
----------------	------------	--------------------	------

木 第30号	平成6年1月7日	日野郡日南町生山 971-1	株式会社ウツボカンパニー ニチナン 代表取締役 入澤 宏
-----------	----------	-------------------	------------------------------------

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
------	-------	---------	----------------

製 第12号	平成6年1月7日	日野郡日南町生山 971-1	株式会社ウツボカンパニー ニチナン 代表取締役 入澤 宏
-----------	----------	-------------------	------------------------------------

鳥取県告示第七十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 日 豊 第1号	登録年月日 平成5年4月1日	住所又は所在地 日野郡日野町上管	氏名又は名称 及び代表者の 氏名 小谷勝美	登録取消年月日 平成6年1月 7日
--------------------	-------------------	---------------------	--------------------------------	-------------------------

鳥取県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字大口ノ上ミ四三八・四三九・四四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字小谷二〇七五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同条第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
八東町
- 二 事業の種類
農業集落排水事業安部中央処理区処理施設建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 八頭郡八東町大字安井宿字高藤地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
八頭郡八東町大字北山六三一
八東町役場

鳥取県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画道路三・四・二十号車尾目久美町線、三・四・二十号末広町東町線及び三・四・二十二号塩町大工町線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
 - 1 三・四・二十号車尾目久美町線
変更する部分
米子市車尾字柳掘、字高黒、字スゲサ、字土井、字野正、字野正西及び字油免
 - 2 三・四・二十一号末広町東町線
変更する部分
米子市東町及び大工町
 - 3 三・四・二十二号塩町大工町線
追加する部分
米子市塩町及び大工町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成六年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

二の表に次のように加える。

チロルの里特別養護老人ホーム

日野郡江府町大字久連七